

## 産山村の給与・定員管理等について

### 1 総括

#### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

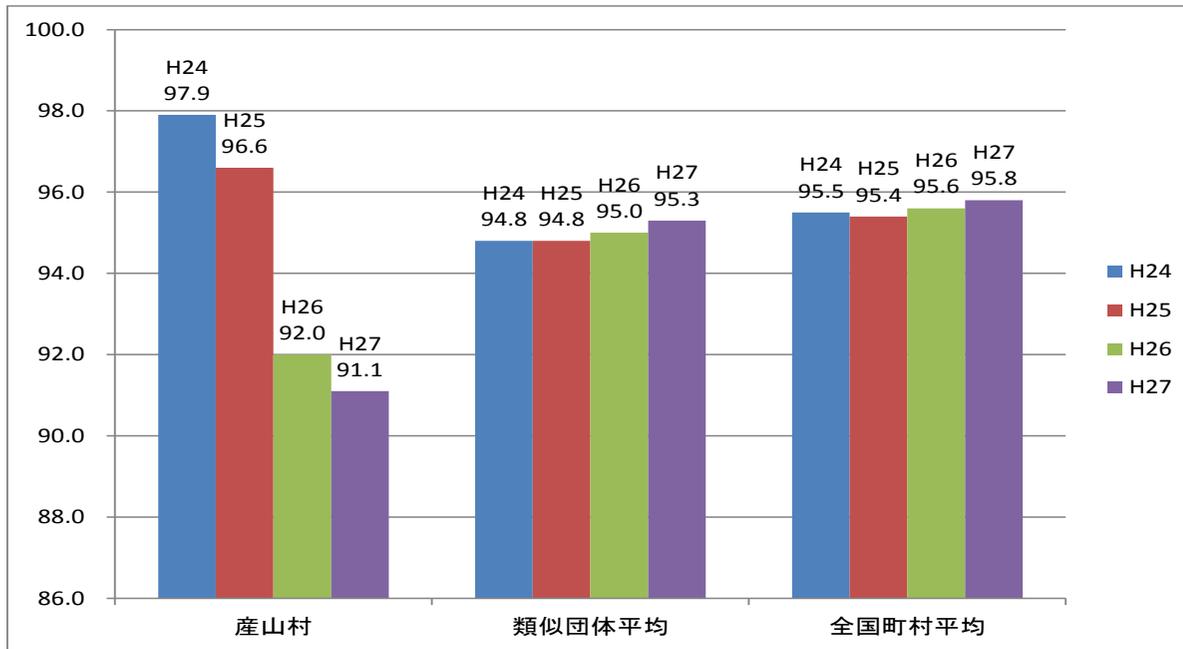
区分	住民基本台帳人口 平成27年1月1日	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 26年度の人件費率
27年度	人 1,615	千円 2,108,301	千円 74,366	千円 387,443	% 18.3	% 12.1

#### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体 一人当たり給与費 千円
		給料 千円	職員手当 千円	期末・勤勉手当 千円	計 B 千円		
27年度	人 42	千円 131,198	千円 23,658	千円 47,480	千円 202,336	千円 4,817	千円 5,492

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数は、平成27年4月1日現在の人数である。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

#### (3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計  
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。  
 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。  
 ※ 平成27年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

#### (4) 給与改定の状況

※ 産山村は人事委員会を設置しておらず熊本県人事委員会の勧告に併せています。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

【 実施      未実施 】

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

平均引下げ率:2%、実施時期:平成28年4月1日、経過措置:2年

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

該当なし

③その他の見直し内容

該当なし

(6) 特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (27年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
産山村	38.7 歳	288,304 円	302,695 円	330,387 円
熊本県	43.4 歳	341,818 円	404,738 円	368,496 円
国	43.5 歳	334,283 円	— 円	408,996 円
類似団体	41.3 歳	301,497 円	352,840 円	330,387 円

②技能労務職 該当なし

	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額 (円)	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間	平均年齢	平均給与月額 (B)	
産山村	歳	人							
内その他	歳	人							
熊本県	歳	人							
国	歳	人							
類似団体	歳	人							

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している(平成〇～〇年の3ヶ年平均)。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているもの

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である

(注) 1 「平均給料月額」とは、27年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況（27年4月1日現在）

区 分		産山村	熊 本 県	国
一般行政職	大 学 卒	174,705 円	181,324 円	174,200 円
	高 校 卒	142,512 円	146,924 円	142,100 円
技能労務職	高 校 卒	137,798 円	149,432 円	—
	中 学 卒	130,076 円	133,100 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額（27年4月1日現在）

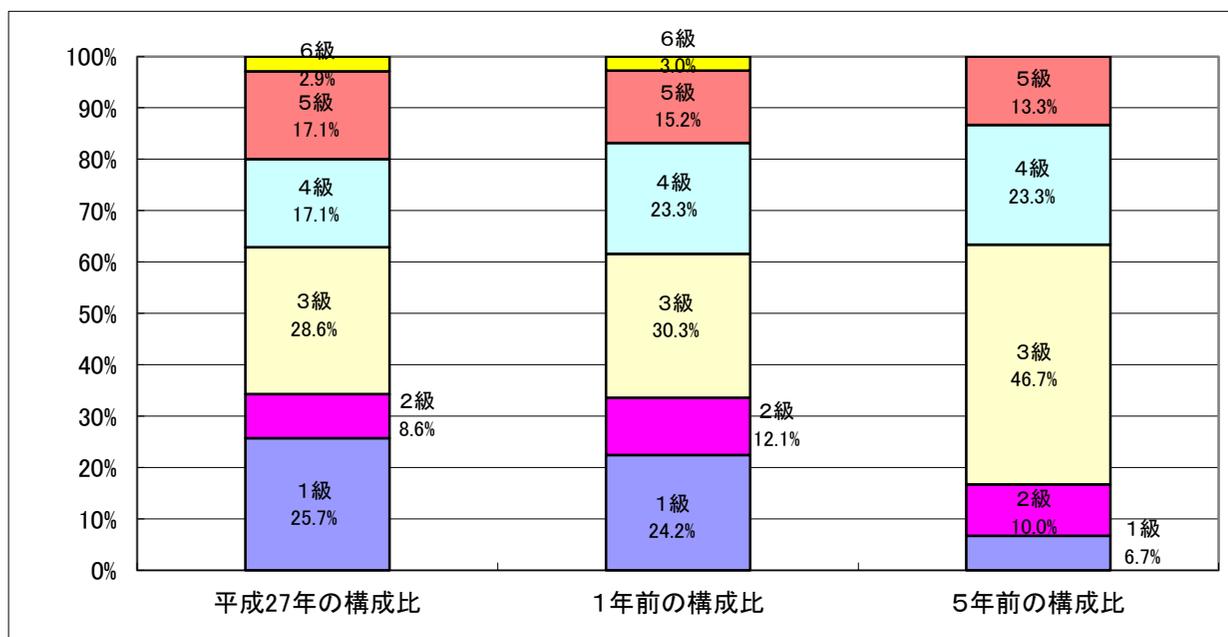
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	— 円	— 円	— 円	—
	高 校 卒	— 円	314,308 円	— 円	—
技能労務職	高 校 卒	— 円	— 円	— 円	—
	中 学 卒	— 円	— 円	— 円	—

4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（27年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事、保育士、保健師及び看護師の職務	9 人	25.7 %	137,900 円	245,600 円
2 級	高度な知識経験を必要とする業務を行う主事、保育士、保健師及び看護師の職務	3 人	8.6 %	188,200 円	308,800 円
3 級	係長、主査、副主任保育士の職務。特に高度な知識経験を必要とする業務を行う保育士、保健師及び看護師の職務	10 人	28.6 %	225,200 円	355,700 円
4 級	園長、事務局長、会計室長、課長補佐、事務局次長、主幹、主任保育士及び主任保健師の職務	6 人	17.1 %	264,200 円	389,400 円
5 級	課長、事務局長、会計室長、審議員の職務及びその職務内容がこれと同程度のものとして長が規則で定める職の職務	6 人	17.1 %	291,500 円	401,700 円
6 級	総務課長の職務	1 人	2.9 %	323,000 円	423,800 円

- (注) 1 産山村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

勤務成績の評定は試行段階を経て実施しているが、成績に応じた昇給反映には至っていない。

**5 職員の手当の状況**

(1) 期末手当・勤勉手当

産 山 村		熊 本 県		国	
1人当たり平均支給額(26年度) 1,282 千円		1人当たり平均支給額(26年度) 1,586 千円		—	
(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 ( 1.45 )月分 勤勉手当 1.50 月分 ( 0.70 )月分		(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 ( 1.45 )月分 勤勉手当 1.50 月分 ( 0.70 )月分		(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 ( 1.45 )月分 勤勉手当 1.50 月分 ( 0.70 )月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~10%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 15~25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

**【参考】 勤勉手当への勤務実績の反映状況 (一般行政職)**

勤勉手当への勤務成績反映は試行段階として取組んでいるが、現時点では成績率に差を設けず一律の支給を行っている。

(2) 退職手当 (27年4月1日現在)

産 山 村			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445 月分	25.56 月分	勤続20年	20.445 月分	25.56 月分
勤続25年	29.145 月分	34.58 月分	勤続25年	29.145 月分	34.58 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.590 月分	49.59 月分	最高限度額	49.590 月分	49.59 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
1人当たり平均支給額	千円		定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、23年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当 (27年4月1日現在)

該当なし

(4) 特殊勤務手当 (27年4月1日現在)

該当なし

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (26年度決算)	1,707 千円
職員1人当たり平均支給年額 (26年度決算)	40 千円
支給実績 (25年度決算)	1,681 千円
職員1人当たり平均支給年額 (25年度決算)	40 千円

(6) その他の手当 (27年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (26年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (26年度決算)
扶養手当	扶養親族を有する職員に対して支給。配偶者13,000円 満22歳の年度末までの子、孫及び弟妹②満60歳以上の父母及び祖父母③重度心身障害者等 6,500円(配偶者が不在の場合にはそのうち1人は11,000円) 扶養親族たる子のうち、満16歳の年度当初から満22歳の年度末の間の子は上記金額に1人5,000円を加算する	同	-	6,347 千円	151,125 円
住居手当	借家、又は借間に居住し、月額12,000円を超える家賃を支払っている者、または所有する住宅に居住しているものに対して支給。 借家・借間 家賃の額に応じて27,000円限度。	同	-	2,627 千円	62,557 円
通勤手当	通勤距離が2kmを超え、交通機関を使って通勤している者、通勤に自動車等使用している者に支給。交通機関使用者 運賃額に応じて月額55,000円を限度に支給 自家用自動車等交通用具を使用している者 距離区分に応じて月額2,000円～31,600円の範囲で支給	異	距離区分に応じて月額2,000円～24,500円の範囲で支給	2,703 千円	65,354 円
管理職手当	管理職員に支給 課長 給与額の3% 審議員 給与額の2% 課長補佐 給与額の1%	同		2,220 千円	277,500 円
宿日直手当	宿直・日直を行った職員に支給。 1日当たり4,200円	同	-	2,144 千円	51,043 円

6 特別職の報酬等の状況 (27年4月1日現在)

区分	給料	料	月額等	
			(参考)類似団体における最高/最低額	
給料	市区町村長	650,000 円	828,000 円	435,600 円
	副市区町村長	514,000 円	667,000 円	421,500 円
報酬	議長	260,000 円	316,000 円	171,100 円
	副議長	213,000 円	251,000 円	119,000 円
	議員	194,000 円	230,000 円	100,000 円
		( 194,000 円 )		
期末手当	村長	(26年度支給割合)	月分	
	副村長	2.9		
退職手当	議長	(26年度支給割合)	月分	
	副議長	2.9		
退職手当	村長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副村長	在職期間1年につき百分の五百 在職期間1年につき百分の二百九十	12,400,000円 5,962,400円	任期毎 任期毎
備考				

- (注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。  
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 7 職員数の状況

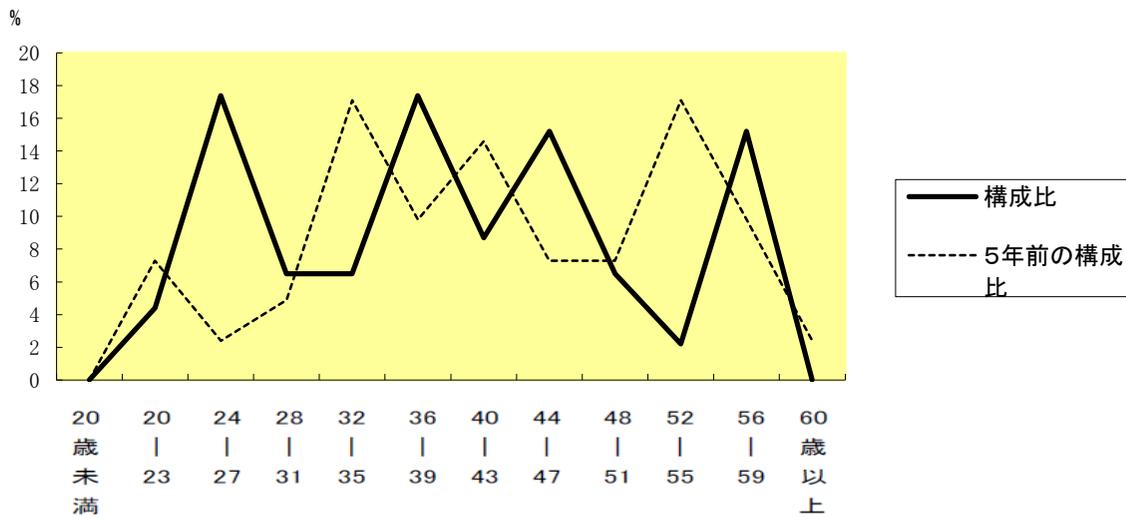
### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		平成26年	平成27年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	1	1	0	
		総務	12	12	0	
		税務	1	1	0	
		農林水産	4	5	1	
		商工	1	2	1	
		土木	4	4	0	
		民生衛生	7	7	0	
計	33	36	3	<参考> 人口1万人当たり職員数 222.91 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 176.22 人)		
	教育部門	5	6	1		
	消防部門					
	小 計	38	42	4	<参考> 人口1万人当たり職員数 260.06 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 208.21 人)	
公営企業等部門	その他	4	4	0		
	小 計	4	4	0		
合 計		42 [ 50 ]	46 [ 50 ]	4 [ ]	<参考> 人口1万人当たり職員数 284.83 人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。  
2 [ ]内は、条例定数の合計である。

### (2) 年齢別職員構成の状況 (27年4月1日現在)



区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	2人	8人	3人	3人	8人	4人	7人	3人	1人	7人	0人	46人

### (3) 職員数の推移

(各年4月1日現在)

区 分 部 門		22年	23年	24年	25年	26年	27年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	職員数	33	33	34	34	33	36	3 (9.0)
教育	職員数	4	4	4	4	5	6	2 (50.0)
消防	職員数	-	-	-	-	-	-	-
普通会計計	職員数	37	37	38	38	38	42	5 (13.5)
公営企業	職員数	4	4	4	4	4	4	0 0.0
計	職員数	41	41	42	42	42	46	5 (12.2)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。